

介護保険法(平成9年法律123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効期限年月日	代表者名	代表者職種
3760290134	訪問看護	訪問看護ステーション 京極の里	763-0071	丸亀市田村町905 番地	0877-25 -2666	0877-25 -2666	2021/10/1	指定	一般社団法人 介護支援研究所 純生会	丸亀市田村町1286 番地1	2027/9/30	笠原俊幸	代表理事
	介護予防訪問看護												